

別紙

1 被処分者の所属、職名、氏名、年齢及び処分の内容

所属	職名	氏名	年齢	処分の内容
市民生活部	係長	A	50 歳代	懲戒処分 停職（2 月間）

2 非違行為の概要

職員 A は、法律に基づき通知すべき文書や法律には規定されていないが事務処理上通知すべき文書を送付していないにも関わらず、「送付した」と上司に虚偽の報告を行う等の非違行為を複数回行った。また、それぞれの行為について上司の職務上の命令に従うことなくその対処を放置する等した。

これらの行為は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を規定する地方公務員法第 32 条に違反するため同法第 29 条第 1 項第 1 号（地方公務員法等に違反した場合）及び第 2 号（職務上の義務違反）並びに玉名市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき停職（2 月間）とした。

3 処分年月日

令和 8 年 3 月 19 日